

平成 30 年 10 月 3 日

輸送の安全マネジメントの輸送安全に係る公表

(旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7)

株式会社 余呉バス



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 安全の確保は輸送の第一条件である
- ② 安全の基礎は規定の遵守である
- ③ 安全の要件は執務の厳正である

「安全は業務の基本動作」

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 目標

「車内事故ゼロ」の継続を目指す

1. 停留所での安全確認の徹底 (乗降客の動向に注意)
2. 人、環境にやさしい思いやり運転の徹底
3. 交差点での安全確認の徹底 (右左折時の巻き込みに注意)

(2) 達成状況

100 パーセント達成

3. 事故の件数 (総件数及び類型別)

(自動車事故報告規則第 2 条の事故)

事故発生 0 件です

(注)・毎事業年度経過後、100 日以内に公表する